

八幡平温泉給湯規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、八幡平市産業振興株式会社（以下「会社」という。）が行う温泉の給湯に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温 泉 会社が温泉の給湯に関する契約（以下「給湯契約」という。）を締結した者（以下「利用者」という。）に給湯する温泉をいう。
- (2) 温泉施設 温泉の引湯施設、送湯施設、配湯施設、計量施設、加熱施設及び貯湯施設であって会社の所有に属するものをいう。
- (3) 流末装置 温泉施設の配湯管から分岐して設けられた給湯管、貯湯槽及びこれらに直結する給湯用具であって会社の所有に属さないものをいう。
- (4) 流末工事 流末装置の新設、増設、改造、撤去又は修理のための工事をいう。

(給湯区域)

第3条 温泉を給湯する区域（以下「給湯区域」という。）は、会社が定めた地域内で給湯に支障のないところとする。但し、給湯区域外にあるものであっても、送湯、配湯施設に支障が無いと会社が認める場合、又は、会社が特別な事情により必要と認める場合は、給湯区域に準じて給湯することができる。なお、受湯するための費用は会社が別に定めるところにより、利用者がこれを負担する。

(給湯を受ける者)

第4条 温泉は、利用者が次の各号に該当する場合に給湯するものとする。

- (1) 給湯を受ける土地及び家屋を所有し、又は、当該土地及び家屋を使用する権利があること。
- (2) 給湯を受ける場所に流末装置を所有していること。

第2章 給 湯

(給湯温度)

第5条 温泉の温度は、温泉施設の配湯管と流末装置との接続点において摂氏45度以上とする。

(給湯時間)

第6条 温泉は、常時給湯するものとする。但し、天災地変その他の事由により給湯することができなくなったときは、この限りではない。

(給湯方式)

第7条 温泉の給湯方式は、すべて量水器による計量給湯方式とする。但し、会社が認めた場合はこの限りではない。

(給湯の種別)

第8条 温泉の給湯は次の3種とし、この種別は会社が認定する。

- (1) ホテル、旅館及び大衆娯楽施設用
- (2) 保養所、ペンション及び民宿等施設用
- (3) 別荘及びその他非営業施設用

(給湯の単位及び口数)

第9条 給湯の単位は、次の湯量を1口とする。

- (1) 前条第1号、第2号に認定された施設で、分湯栓の口径が20mm以上のものは流量が毎分5リットルで1カ月につき80立方メートルの湯量
- (2) 前条第2号、第3号に認定された施設で、分湯栓の口径が16mm以下のものは流量が毎分5リットルで1カ月につき20立方メートルの湯量

2 前条の給湯の種別ごとの口数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) ホテル、旅館及び大衆娯楽施設用 5口以上
- (2) 保養所、ペンション及び民宿等施設用 3口以上
- (3) 別荘及びその他非営業施設用 1口以上

(温泉の用途及び利用場所)

第10条 利用者は、受湯した温泉を給湯契約で定める用途及び場所内においてのみ利用するものとする。

(給湯の開始又は廃止の請求)

第11条 利用者は、給湯の開始又は廃止を請求するときは、その希望する日の2カ月前までに給湯開始・廃止請求書(様式第1号)により会社に請求しなければならない。

(計量及び検温)

第12条 給湯量の計量及び給湯温度の検温は、会社又は会社の指定する者が毎月1回定期的に行う。但し、会社が必要と認めた場合には随時計量又は検温できるものとする。

第3章 温泉施設利用保証金、温泉利用料金等

(温泉施設利用保証金等)

第13条 温泉施設の利用者は、給湯1口につき100万円を会社に納入するものとする。

2 前項の金額の内訳は次のとおりとする。

- (1) 温泉加入金(70%)
契約時に温泉の給湯を受けるために支払う一時金。
- (2) 預託保証金(30%)
給湯契約から10年の期間が経過した後、又は、給湯契約を解除した日の翌月から、10年の間に利用者に返還することができる預託金。

なお、温泉利用料金に滞納があった場合には、預託保証金を充当する。

3 前項の預託保証金の返還方法は、10年の均等割とし、返還金には利息を付さないものとする。

(温泉利用料金等)

第14条 利用者は、次に掲げる温泉利用料金及びメーター使用料金を会社が指定する期日までに会社又は会社の指定する者に支払わなければならない。

(1) 温泉利用料金（1カ月1口につき。消費税等別途）

口径	基 本		超 過		
	使用の有無	使用湯量	料 金	使用湯量	料 金
20m/m以上	有	80m ³ まで	10,000円	80m ³ を超え 120m ³ まで	1m ³ につき 250円
	無		8,000円		
16m/m以下	有	20m ³ まで	4,000円	20m ³ を超え 40m ³ まで	1m ³ につき 400円
	無		3,000円		

(2) メーター使用料金 1カ月につき400円（消費税等別途）

2 使用湯量が前項第1号の表に規定する超過使用湯量の最高量を超える場合は、増口の給湯契約を締結しなければならない。

(温泉利用料金の支払開始)

第15条 利用者は、温泉を利用していない場合であっても給湯契約を締結した日から1年を経過したときは、前条に定める基本料金の無の欄の、流末装置を設置した後は、基本料金の有の欄の料金を会社に支払わなければならない。

(使用湯量の端数の繰越)

第16条 使用湯量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数は翌月の使用湯量に繰越して計算するものとする。

(使用湯量の認定)

第17条 会社は、メーターに異常があるとき、又は、その他の理由により使用湯量が不明のときは、過去の実績等を考慮して使用湯量を認定するものとする。

第4章 流末装置の工事等

(流末工事の申込)

第18条 流末工事をしようとする者は、流末工事申込書（様式第2号）に設計及び施工方法を添えて会社に申し込まなければならない。

2 会社は、前項の流末工事の申込を受けた場合において必要と認めたときは、利害関係人の流末工事同意書（様式第3号）の提出を求めることができる。

(流末装置の構造等)

第19条 流末装置の構造、材質、工事方法等について必要な事項は、会社が別に定める。

(流末工事の施工)

第20条 第18条第1項の流末工事の施工について生じた損害等については、流末工事の申込者がその責を負わなければならない。

(流末工事費の負担)

第21条 前条の流末工事にかかる工事費は、すべて流末工事の申込者が負担するものとする。

第5章 契約期間及び更新

(契約期間)

第22条 給湯契約の期間は、10年間とする。

(契約の更新)

第23条 会社又は利用者は、契約期間満了の2カ月前までに相手方に対して何ら意思表示のない場合は、更に1カ年この契約を更新するものとし、以後同様とする。

第6章 雑 則

(名義の書替)

第24条 利用者が給湯契約の名義を他の者へ変更しようとするときは、名義書替申請書(様式第4号)に名義譲渡人と名義譲受人の連名のうえ給湯契約書を添えて会社に提出し、承認を受けなければならない。

2 名義の書替手数料は、給湯契約書1通につき、個人名義の契約は3万円、法人名義の契約は5万円にそれぞれ消費税等を加えた額とする。

(温泉施設の工作の禁止)

第25条 会社の係員以外の者は、温泉施設を工作し、又は温泉施設の停止栓の開閉を行ってはならない。

(検査等のための立入)

第26条 会社は、流末装置の検査若しくは修理をするとき、又は第12条に定める計量及び検温のために必要があるときは、会社の係員又は会社の指定する者を利用者の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、正当な事由がない限りその立ち入りを拒むことができない。

(一般の給湯制限及び廃止)

第27条 会社は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、給湯区域の全部又は一部について給湯の制限、若しくは廃止又は温度の変更その他の措置をすることができる。

- (1) 非常災害その他の不可抗力による温泉の湯量の減少若しくは温度の変化又は温泉施設の損傷若しくは機能低下があったとき
- (2) 温泉施設の清掃、機能検査等をするとき、又は流末工事をするとき
- (3) その他やむを得ない理由があるとき

2 会社は、前項の措置をするときは、その日時、区域等を定めて関係のある利用者にあらかじめ通知するものとする。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 会社は、第1項の措置によって利用者に損害が生じた場合においてもその損害を賠償する責を負わないものとする。

(特定者の給湯停止)

第28条 会社は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用者に対し当該理由が排除されるまで給湯を停止し、それにより会社に損害が生じた場合はその損害賠償を請求することができる。

- (1) 第14条の温泉利用料金又は第21条の流末工事費を指定する期日までに支払わなかったとき
- (2) 第12条の計量及び検温を拒み、又は妨げたとき
- (3) 会社の承認を得ないで流末工事を行ったとき
- (4) 使用湯量を変更する目的をもって、メーター又は制水弁の機能を妨げる行為を行ったとき
- (5) その他この規程に違反したとき

(会社の損害賠償請求権)

第29条 会社は、利用者が詐欺その他の不正行為により温泉利用料金、流末工事費、その他の会社に対する債務を弁済しないときは、それによる損害の賠償を請求することができる。

2 会社は、温泉を利用している者が故意又は過失によって温泉施設を損傷したときは、利用者によるその損害の賠償を請求することができる。

(家族同居人等の責任)

第30条 利用者は、その家族、同居人若しくは使用人又は代理人の行為についても、この規程の責任を負わなければならない。

(規程の改定)

第31条 会社は、この規程を改定したときは、その旨を利用者に通知するものとする。

(細部委任)

第32条 この規程に定めのない細部の事項については、会社が別に定める。

附 則

この規程は、昭和46年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年9月11日から施行し、昭和48年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和57年7月1日から施行する。但し、第15条については昭和57年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年7月1日から施行する。但し、第14条については平成元年10月1日以降の契約者から適用する。

附 則

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。但し、第 13 条については平成 24 年 4 月 1 日以降の契約者から適用する。

様式第1号

年 月 日

八幡平市産業振興株式会社 あて

利用者

住 所

氏 名

㊟

給 湯 開始 ・ 廃止 請 求 書

開始 廃止 希望年月日	年 月 日
利 用 場 所	八幡平市松尾寄木第1地割 番地
給 湯 契 約 番 号	第 号
給 湯 の 種 別	
口 数	口
当該土地及び家屋の使用権限	
☆ 給 湯 開 始 年 月 日	年 月 日

注 ☆印欄は、記入しないでください。

様式第2号

年 月 日

八幡平市産業振興株式会社 あて

利用者
住 所
氏 名

印

流 末 工 事 申 込 書

工 事 場 所	八幡平市松尾寄木第1地割 番地
給湯契約番号	第 号
給湯の種別	
工事区分	新設 増設 改造 変更 撤去 修理
完成希望年月日	年 月 日

注 この申込は、給湯契約者でないとできません。

様式第3号

年 月 日

八幡平市産業振興株式会社 あて

同意者

住 所

氏 名

⑩

流 末 工 事 同 意 書

八幡平温泉給湯規程により、下記の流末工事を施工することに同意します。

については、この工事施工及びその後もこの流末工事に関するすべての事項に関し、今後一切貴社及び工事申込者に対し異議を申しません。

記

1. 工事申込者

2. 工事場所 八幡平市松尾寄木第1地割 番地

3. 給湯の種別

4. 工事区分 新設 増設 改造 変更 撤去 修理

5. 同意者と利害関係にある事項

6. そ の 他

様式第 4 号

年 月 日

八幡平市産業振興株式会社 あて

申請者

住 所

氏 名

㊟

給湯契約書名義書替申請書

次のとおり名義変更をしたいので、八幡平温泉給湯規程により名義書替手数料及び給湯契約書を添えて申請します。

記

名義譲渡人

住 所

氏 名

㊟

名義譲受人

住 所

氏 名

㊟

名義書替希望年月日

平成 年 月 日

そ の 他

八幡平温泉給湯規程

八幡平市産業振興株式会社